

特定建築物の設計、施工に関する衛生上の指導指針

第1章 空調設備

第1 外気取入口及び排気口

(外気取入口の位置)

- 1 外気取入口は、清浄な空気を取り入れるため、できるだけ高い位置に設け、かつ周囲の状況に応じて設置すること。

(駐車場からの逆流防止)

- 2 駐車場系統の外気取入口は、汚染空気の逆流を防止するため、原則として単独に設け、居室系統等の外気取入口と兼用しないこと。

(ショートサーキットの防止)

- 3 外気取入口と排気口との間は、取入外気の汚染防止のため、十分な距離をとること。

第2 空気調和機及び関連設備

(点検及び作業スペース)

- 1 空気調和機は、その周囲に保守点検を十分に行うことができる空間を確保し、維持管理が安全かつ容易で、衛生的に行うことができる場所に設けること。

また、必要に応じ、点検口等を設けること。

(静圧計)

- 2 空気清浄装置の前後の静圧差を測定するため、有効な位置に差圧計又は静圧測定孔を設けること。

(風量測定孔)

- 3 空気調和機の処理風量を測定するため、原則として有効な位置に風量測定孔を設けること。

(吹出口及び吸込口の位置)

- 4 吹出口及び吸込口は、室内の空気環境が不均一な分布とならないよう配慮して設置すること。

(温湿度検出器)

- 5 居室等に温湿度検出器を設けるときは、温湿度が適正に把握できる位置に設置すること。

(全熱交換器)

- 6 全熱交換器の熱回収に利用する排気は、原則として居室系統の排気とすること。

(可変風量空調方式)

- 7 可変風量空調方式の場合は、送風量の変化にかかわらず、一定量の外気量を確保すること。

(個別分散型空調機の空調制御)

- 8 個別分散型空調機の運転制御についても、設計段階から利用実態を反映した、適正な運転管理ができるようにすること。

(外気導入量)

- 9 外気導入量は、設計人員一人当たり $25\sim 30 \text{ m}^3/\text{H}$ とすること。

(除じん効率)

- 10 空気清浄装置は、室内浮遊粉じん濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に維持するのに必要な性能を有するものを設けること。なお、空気清浄装置の除じん効率の性能評価に当たっては、その用途に応じた試験方法による値を用いること。

(加湿装置)

- 11 加湿装置は、室内相対湿度を 40%以上 70%以下に維持するのに必要な性能を有するものを設置すること。

(加湿水)

- 12 加湿水に用いる水は、水道法第4条に規定する水質基準に準ずるものとする。

(結露対策)

- 13 結露防止のため、断熱構造など適切な結露防止対策を講じること。

(ホルムアルデヒド)

- 14 ホルムアルデヒドを $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に維持するのに必要な建築材料を使用すること。

第2章 レジオネラ症関連施設

冷却塔をはじめとするレジオネラ症関連設備等は、維持管理が安全かつ容易で、衛生的に行える場所に設け、レジオネラ症の発生を防止する構造とすること。

第3章 給水設備

受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針は、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」第3に定める指導指針による。

第4章 排水設備

汚水槽等排水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針は、「地下排水槽の設置等に関する事務手続要領」第3に定めるほか次の指導指針による。

第1 排水管の構造

- 1 排水管の構造は、以下の基準を満たすものとする。
 - (1) 排水管は、掃除口を設ける等、保守点検が容易に行える構造とすること。
 - (2) 配管の点検・補修・交換等維持管理が容易にできるよう配管シャフト、配管ピット等を設けること。
 - (3) 逆流すると衛生上支障がある機器の排水は、排水口空間を設けること。
 - (4) 雨水排水立て管は、汚水排水管または通気管と兼用しないこと。またはこれらの管に連結しないこと。
 - (5) 通気管は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

第2 阻集器

- 1 阻集器の構造は、以下の基準を満たすものとする。
 - (1) 汚水が油脂等その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷する恐れがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。
 - (2) 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
 - (3) 容易に掃除ができる構造とすること。

第3 湧水槽

- 1 湧水槽を設置する場合は、次の基準を満たすものとする。
 - (1) 保守点検が容易にできる構造とすること。
 - (2) 湧水槽は、衛生上支障のない構造とすること。

第5章 雑用水道設備

- 1 雑用水道設備を設置する場合は、次の基準を満たすものとする。
 - (1) 排水再利用及び雨水利用設備には、塩素消毒設備を設け、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1mg/l以上に保持すること。
 - (2) 臭気等が他に影響を与えぬよう区画し、専用の給排気設備を設けること。
 - (3) 雑用水道設備は、点検・補修等維持管理が容易に行うことができること。
 - (4) 散水、修景又は清掃の用に供する水にあつては、次の要件に適合するものとする。
 - ア し尿を含む水を原水としないこと
 - イ 以下の水質基準に適合するものであること。
 - (ア) pH値は5.8以上8.6以下であること。
 - (イ) 臭気が異常でないこと。
 - (ウ) 外観はほとんど無色透明であること。
 - (エ) 大腸菌が検出されないこと。
 - (オ) 濁度は2度以下であること。
 - (5) 水洗便所に使用する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。
 - ア 手洗い付き洗浄用タンクには使用しないこと。
 - イ 以下の水質基準に適合するものであること。
 - (ア) pH値は5.8以上8.6以下であること。
 - (イ) 臭気が異常でないこと。

- (ウ) 外観はほとんど無色透明であること。
- (エ) 大腸菌が検出されないこと。
- (6) 給水栓を設ける場合は、誤飲・誤使用を防止するため、非飲用の表示をすること。
- (7) 貯水槽及び配管は、他の水槽や配管と識別を明確にするため、色別等で表示すること。
- (8) 排水再利用水及び雨水利用水の水量を把握するため、適当な位置に量水器を設けること。
- (9) 雑用水道水を検査するため、適当な位置にキー付き給水栓を設けること。

第6章 維持管理関連施設

第1 廃棄物保管設備

廃棄物を保管する設備の基準は、横浜市資源循環局の定める基準による。

第2 維持管理に従事する作業員等の控室

維持管理に従事する作業員等のための控室を必要に応じて設けること。

第3 維持管理に必要な用具の保管設備等

- 1 清掃に使用する器具、機材等の保管設備を設けること。
- 2 清掃用具等の洗浄、修繕等が適切に行うことができる設備を設けること。